

## 大気環境モニタリングの在り方に関する検討会設置要領

## 1. 目的

大気汚染防止法第22条の規定により都道府県等が行う大気汚染状況のモニタリング（常時監視）は、国が環境の状況を的確に把握し、必要な大気環境保全施策を迅速に講じるために必要不可欠なものである。このため、国としては従来は都道府県等が行うモニタリングに必要な経費に対する補助を実施してきたところである。平成17年度からの三位一体補助金改革により、モニタリングに係る補助金が廃止され、税源移譲されることになったが、モニタリングは大気汚染防止法等に基づく法定受託事務であることから、国として一定の責任を有することに変わりはない。

このような状況を受け、補助金が廃止されても、各地方公共団体においてその裁量を活かしつつ、最低限必要なモニタリングが行われることを担保するための仕組み、その他大気環境モニタリングの今後の在り方について、検討を行うこととする。

## 2. 検討会の構成等

本検討会は環境省環境管理局長が委嘱した委員により検討を進めることとする。検討会委員は、環境政策に関する学識者及び地方公共団体担当者により構成する。

## 3. 検討事項等

- (1) 地方公共団体の裁量を活かしつつ、適正な大気環境モニタリングの実施を担保する仕組みについて。
- (2) その他大気環境モニタリングの今後の在り方について。

## 4. 座長等

- (1) 検討会には委員長を置き、委員の互選によってこれらを定める。
- (2) 委員長は検討会の議事運営に当たる。
- (3) 委員長に事故があるときには、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## 5. 幹事、書記

検討会の円滑な運営を図るため、環境管理局長が関係職員を幹事、書記に指名する。

## 6. 検討会の庶務

検討会の庶務は、環境管理局大気環境課が行う。